

【重要事項説明書】

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのご案内

1 目的

指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは、介護保険制度を利用される要介護（要支援）状態の利用者を対象に、介護支援専門員が立てたケアプランに基づき、住み慣れたご自宅で可能な限り自立した日常生活を過ごしていただけるように、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能及び生活機能の維持・回復・向上を図るものとします。

2 運営方針

個性を大切に、また、リハビリテーションを目標に、医学、福祉の豊富な知識を持ったスタッフが専門的にきめ細やかな心のふれあう対応をいたします。サービスの提供にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・医師会等との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適正な運営を図ります。

3 サービス事業所の概要

(1) 事業所の名称等

介護保険事業所番号	2310608142		
事業所名	医療法人GandM MOTETTO 鶴舞クリニック通所リハビリテーション ikotto		
所在地	名古屋市中区千代田二丁目8番7号 モテット鶴舞公園1階		
電話番号	052-212-9381	FAX	052-212-9382
管理者名	水野 直樹		
通常の事業の実施地域	名古屋市中区、昭和区、東区		

(2) スタッフの体制

サービスを提供する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

職 種	主な資格	常勤	非常勤	職務内容
管理者	—	1	—	適正な事業の運営が行われるよう、職員の管理及び業務の管理を一元的に行います。
理学療法士等	理学療法士 作業療法士	2	3	リハビリテーションを担当し、機能訓練や生活動作の維持・回復に向けサポートします。
看護職員	看護師		1	健康チェック等を行い、急変時等での緊急対応を担当します。
介護職員		1		自立を引き出すケアを致します

(3) 営業概要

営業日	月曜日から金曜日 (ただし、12月30日から1月4日を除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	(1 単位目) 9時00分～10時00分 (2 単位目) 10時05分～11時05分 (3 単位目) 11時10分～12時10分 (4 単位目) 13時15分～14時15分 (5 単位目) 14時20分～15時20分

4 サービス内容

前述の目的を達成するために提供するサービスの内容は次のとおりです。

(1) 健康チェックに関すること

健康状態を確認し、必要に応じて助言・対応いたします。

ア. バイタルサインの測定

イ. 健康に関する助言

ウ. 医師や看護職員との情報共有、助言

(2) 機能訓練に関すること

日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行います。

- ア. 身体機能訓練
- イ. 生活機能訓練

(3) リハビリテーションに関すること

医師の指示に基づき理学療法士・作業療法士などの専門職種が「身体機能の維持・回復」を目指したサービスを提供します。

- ア. 理学療法
- イ. 作業療法

(4) 送迎に関すること

地理的条件、身体状況、その他の理由により送迎を必要とする利用者について必要な支援、サービスを提供します。

- ア. 移動・移乗動作の介助
- イ. 送迎

5 利用料

(1) 介護保険給付の対象となるサービスの利用料

利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額が利用者のご負担となります。

利用料については、末尾別表「利用料金一覧表」をご参照いただくほか、担当の介護支援専門員より提示されるサービス利用票及びサービス利用票別表にてご確認ください。

(2) 介護保険給付の対象外であるサービスの利用料

追加利用料等については、別表をご参照下さい。

(3) その他実費負担

その他、材料費、イベント参加等は実費負担となります。

(4) お支払いの方法

利用者負担金の支払いについては、ゆうちょ銀行その他金融機関の口座自動振替の方法によるものとします。毎月末日締め翌月25-27日（当日が金融機関の休業日である場合はその翌日）が振替日となります。

6 加算

(1) 理学療法士等体制強化加算

専門職を専従で配置することによる体制強化として算定されます。

(2) リハビリテーションマネジメント加算

日常生活における活動の質の向上のため、リハビリテーションの継続的な管理に対して加算されます。加算によってリハビリテーション会議の開催や、データ提出等が追加されます。

(3) 短期集中リハビリテーション実施加算

退院、退所日から起算して3ヵ月以内の期間に、医師もしくは医師の指示を受けた理学療法士等が集中的にリハビリテーションを行うことにより加算されます。

(4) 口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ

栄養状態および口腔の健康状態のスクリーニングを行うことにより、栄養状態および口腔の健康状態を評価することで、6ヵ月に1回に限り算定されます

(5) その他の加算

また、利用者の身体状況や当事業所の体制状況に応じて、特にお申込みがなくても自動的に算定される加算があります（別表「利用料金一覧表」参照）。なお、全ての加算について、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、算定に同意する旨の文書に署名又は記名捺印を受けることとします。

7 サービスをご利用いただくに際しての注意事項

(1) 利用中止・変更の連絡について

利用者のご都合によりサービスを中止、または変更する場合には、サービス利用の前日午後5時30分までに、当事業所までご連絡下さい。

(2) 損害賠償の範囲について

サービスのご利用に伴い生じた損害については、当事業所が付保する賠償責任保険の範囲内において、同保険の約款に従い損害を賠償します。ただし、当事業所の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

(3) サービス内容の調整について

ご利用時に看護職員等が健康状態のチェックをさせていただきますが、体調により看護職員の判断でサービス提供を控えさせていただきます。

(4) 送迎の時間について

送迎バスの時間指定は原則お受けできません。また、当日のご利用人数の増減や交通事情により、送迎時間を変更させていただくことがございます。

(5) 金銭の取扱いについて

職員は、利用料以外の金銭の取扱いはできません。また、施設・職員に対する贈り物などをご遠慮下さい。

(6) その他注意事項について

施設のご利用に際しては、次の事項についてご留意下さい。その他、ご不明な点がございましたら、当事業所の相談員までお問い合わせ下さい。

面 会	基本的に自由に面会していただけますが、当事業所管理者の指示に従っていただきます。
受 診・外 出	サービス提供時間内はご遠慮下さい。
喫 煙	所定の位置以外は館内禁煙です。
金銭、貴重品の持ち込み	ご遠慮下さい。持ち込みされた場合、紛失等の責任は負いかねます。
所持品の持ち込み	必ず記名をお願いします。
政治・宗教活動	一切お断りします。
ペット	ご遠慮下さい。

8 身体拘束

サービスの提供にあたっては、利用者の生命または身体を保護するための緊急を要する場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為は行いません。

緊急を要し、やむを得ず身体拘束を行う場合、別紙「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づき、お客様またはそのご家族に対して事前説明のうえ、書面により同意を得ます。

9 緊急時の対応

サービス提供に伴い、利用者に事故が発生した場合あるいは利用者の健康状態に異常が生じた場合には、速やかにご家族及び担当の介護支援専門員にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

10 秘密の保持

サービスの提供に伴う知り得た利用者及びその家族の個人情報等につきましては、当事業所が定める「個人情報保護方針」に従い、適切に管理いたします。

11 非常災害対策

(1) 災害時の対応

別に定める消防計画により、災害に応じてスタッフが迅速に対応いたします。

(2) 防災設備

スプリンクラー、屋内消火栓、火災通報設備、誘導灯、消火器ほか

(3) 防災訓練

年2回

(4) 防火管理責任者

川口 陽平

12 サービス内容に関する苦情・お問い合わせ

(1) サービスに関するご相談や苦情は、遠慮なく下記までご連絡下さい。迅速に対応いたします。

担当者 川口陽平

TEL：052-212-9381

FAX：052-212-9382

(2) 利用者は、当事業所以外に、担当の介護支援専門員、市町村の相談・苦情窓口や国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることができます。

<主な相談窓口>

愛知県	愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	052-971-4165
名古屋市	健康福祉局介護保険課指導係	052-972-3087

以上